

一九六〇年六月十八日(第八日)

一 開議及散会時刻 (自午後一時三十分〜至午後一時五十分)

二 出席議員の次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	仲村春彦	九	米頃清祐	一七	安次富盛信
二	岸本利実	一〇	仲本瓜里	一八	稻嶺盛三
三	佐喜真徳	一一	仲里幸助	一九	若里敏行
四	中山晴豊	一二	松本利寛	二〇	柳原正賢
五	安里良朝	一三	山本朝徳		
六	峰岡健郎	一四	天久盛雄		
七	知花正夫	一五	当山柳太郎		
八		一六			

三 欠席議員の次の通りである

三番 仲作真一 七番 花城清豊

四 市町村自治法第六十一条の規程に於て会議事件説明の責を負う出席議員の次の通りである

村長 仲村春勝 財政課長 当山全吾  
 助役 栗原真徳 経済課長 澤崎幸一  
 収入役 仲村春枝 建設課長 栗江良徳

五 本議会の書記の次の通りである

書記長 松川正義 書記 照屋毅

六 議事日程の次の通りである

日程第一 議案第七号 一九六〇年度首野津村歳入歳出予算案

七. 会議の顛末

議長	出席17名あり。市町村自治法第53条の規程に 議会の成立を教へた。唯今則議会の開会を教へず。 (午後1時30分)
"	日程第一 議案第十七号 本年度首野澤村歳入歳出平 算に於ける議題を教へず。
"	昨日に引續き本案に対する質疑を預けず。
白 審 議 務 課 長	五款三日の住民登録事務費に於て、その事務は昨年済んだと思つた。 済んだの心ばかりを軌道に乗せたいと言ふこと。事務はあつた。 継続したい。
ニ 審 議 員	年附居をやる意志があつた。組入るべきではないか。育英会を含めて、 育英会の登記はいつの心算を過かさないで欲しい。
一五 審 議 員	財産収入と株券の配当利子税はどうして出すか。 一割五分にふいおつたが、その内はどうか。
三 審 議 員	差引かたの心算は正しくない。
ニ 審 議 員	村財産の貸付に於て、九款の雑収の数字が分れば、延滞金に於て 貸付が目的ではないか。住民の要望によつて貸すと言ふことで 責めにしめる、延滞金に於ては取れない。網をきつて目的を あつた。
ハ 審 議 員	総務職員数置の状況は自治法との関連に於て整理の可 能に於て。
三 審 議 員	政府の国家事務的の仕事は、給与に於ても政府から支給す べからうと、しかし金額の支給はどうか。片後金額支 給を政府に要望したい。
ハ 審 議 員	金額の支給はどうか。

助	役	一筆心 ハロドリ心ある(撤資)
一三	番	所得割の数字の根拠は、その中の農民の所得、一戸当りの額はどの位か。
助	役	六二年度対象にならぬ。
一四	番	一般貸付の中村民の総所得が169万円で、そのうち、予算上の合計への相違があるのは如何。
助	役	差は控保心ある
一〇	番	歳入の天款心崇村会にかへ、中部市町村の七調査して、それがあつた。
助	役	中部地区は、土木工事業の事業者の協力で、地元負担心、やつたといふ所もある。本村において取り扱つた。
二	番	養付金を育英会の方に入れ、それ以外の分は支出は可能か、思うが、村の見解は如何。
助	役	育英会心、やつた見通があれば、村々にも補助を出さうと思ふ。
二	番	天款の繰越金が訂正をいふのが、当然繰越すべからずと思ふが、五九年度分心五千余りと思ふ。
助	役	過年度収入がうかんで来ると、歳入欠陥を檢討しなければならぬ。
一五	番	繰越の問題があるが、工事施行しなれば、その分はあつた。又別個に、議会の平統の必要だが、現在その案からして、六月の心着工心あれば、八月の心可能心あつた話だ。
助	役	事業の繰越すと、当初予算はあつたと思ふ。
入	番	今の件を取扱ひ方心、そのあつた事があつたはあつた心、事心、予算処置をしなければならぬ。
		これを予想は、一応入心なければ、来年度心決算は出来心と、整理期間心出来心すれば、入心する心ある。
助	役	予想は、心、決年の心見越して、場合訂正心、執行は出来心と

一三	審 議 員	施政方針の参考資料いし大山、愛知の分があつた。事業繰越をどうする、自治法の中の範囲内の事業をやせ、大月の年度は出来たといふことには、未執行とあつた。一件だけ事業の繰越をいふ。
一四	審 議 員	昨年と同様の問題があつた。どうもなつたが、殆んど年度末に付し始め、どう言う事があるか。工事の企画性の裏からいふ、訂正的にふさぐべきである。
一五	審 議 員	大口年度の水道事業の實施は、出来たが年度内にこの数訂正もしたが、部落がやういふことを、工事執行不調とあつた。新年度にたい、その採否をいふ採り方がある。
一六	審 議 員	食糧倉庫跡の面積、年間貸賃料、市価との差額はどうか、面積 3820.32、地料 2856、市価は用地、道路は割消し 3056、差額が 1719 位。
一七	議 員	暫休懇致します(午前十一時一五分)
一八	議 員	再開致します(午前十一時三十分)
一九	議 員	歳入の部は終つて一歳出部に入ります。
二〇	審 議 員	兼任職の年当りふい、又この節の借料と損料にかゝる。
二一	審 議 員	兼任職の場合に四月の諸年当り、超過勤務年当りを支給する借料損料にかゝる、村の専らあつたが、議員の借料がどの程度程、見学のときは場合に、村の専ら出来たといふことで行はれる。
二二	議 員	暫休懇致します(午前十一時三十分)
二三	議 員	再開致します(午前十一時三十分)
二四	審 議 員	議員報酬と職員給の増の理由にかゝる。
二五	議 員	暫休懇致します(午前十一時三十分)
二六	議 員	再開致します(午前十一時三十分)

九	審	議員報酬の他市町村との比較について伺う。
期	收	下一年度予算案について。
		石川市 18. 12 10. 奥志川村 18. 15 12
		湖添村 18. 15 12 読谷村 18 15 12
		美里村 18 9 8 嘉手納村 18 12 10
一五	審	議員報酬について財政の許す範囲について努力すべきの村長の説明をお願いする。日本では村長の3ヶ月分を目標にしている。日本では議員の期末手当が支給されているが、沖縄ではこれ支給していないという。規程があるかどうか。
	村	長
		日本においては、基本法が改正された。支給しているが、沖縄では基本法が改正されたにもかかわらず。
	総務課長	自治体として職員は条例で持つ支給されて。報酬を受けている方に対しては、条例で支給するの裏付けが法によってある。政府の見解はあります。
一八	審	費用弁償について他市町村の資料はどうか。
期	收	参考資料として添付してある。
一六	審	費用弁償について他市町村との比較はどうか。50日の見積りに対して。
総務課長		臨時会(2) 大月議会(20) 定例会(6) の中に委員会が定例会に
二	審	議事会の運営について、中央の負担もどうなっているか。
議	長	市町村への問題点、中部に起った問題点等を取上げて、接滞する。又議員研修会等の点。
		昨年の議事会(4月)の訂正、議員研修会をやったが、これは各中南米と進めた。今年度七月頃に財政関係の研修会を持つことになっている。負担金については、中部議事会の負担は少ない。

議長	長	一々着議員の出席を報告致す。
一々	番	職員給与が約割増。期未手当が15%とつたおろが。他の市町村も15%支給を計っている所があるがどうか。
助	役	期未手当にかいては市部市町村長会も15%の話しがあった。昨年の政府が15%と今年度18%とつたので。政府公務員の昨年が18%とつたので。上げてみるべきか。
一々	番	区長給与にかいては五ドルに上つた。各部落も負担してはどうか。最良最良はどうか。
助	役	各部落の中は考慮に入つてない。二ドルと三ドルである。
一々	番	事務員も書記も書記補の区別はどうか。又技手と技手補は。常勤的臨時制度を取つてはどうか。本年を以て臨時を廃止して職員に入つてはどうか。臨時に変わるべきものがある。
助	役	見習期間の延長の基に書記技手補に分けてある。
一々	番	身分の決定の基準はどうか。
助	役	期間の所定はいい。規則がうたげられ出来たかと思う。
一々	番	区長給与の件は仕事の分量の限界が来てはどうかと思うが。行政区画の再編成の意志があるかどうか。(本年度に)
助	役	中には村長から答弁が有りませんが。本年度は実施するにかいては決まらぬが。都計とに合わせたい所は。仕事の分量にかいては認めている。
一々	番	区長給与現在の所五ドルとつたおろが。常勤の内勤者も高かと思うが。区長未端程度は責任者もあり。区負担も合算して課長以上とつたおろが。中には事務員もつかうおろが。

町 役	村に比べて区の方に困っている。本年度に都計審委員会等を 設置し、村の行政区域のありかについて検討を進めたい。
一〇 審	常勤の案の見解はどうか。常勤とすれば、あれは水の費用、退職金等も対 象にあらずか。
町 役	その取扱いについて疑問を持っている。
総務課長	それに関する条例が出ておらず、充分に検討をしてもいい。
一〇 審	区長の給与も役所給与と同様。水の部落では負担も合算して その地位を取っている。各々の負担金を調べて、役 所の給与とを平均しての額に合わせる位に検討したい。
町 役	検討したい。各々の負担は別所もあり、それは。
一五 審	報酬と云うものは支給する方法はどうか。とすれば退職金の問題 もあつて思ふが。
町 役	報酬と云う場合には、現在の市町村自治法では出来ないと 思ふ。
一八 審	区長の常勤と云うことは、出勤取りかきで職員と云うが。
町 役	条例改正で特別職員と云うものはあるか、検討はしたい。
一〇 審	職員厚生費100ドルについて。
町 役	それについては、中部地区の市町村会でも、職員の体育何の面も (陸上、野球、排球)種目があるが、今は職員の積立式で参 加している。それを是非出すべきかと思つた。
一〇 審	条例の決りかたはどうか。最低、最高はどうか。現在不透明な額の 定めはどうか。基準はどうか。
町 役	現在の方は一律に決まらず、最も高くてもいい。
二〇 審	併給の割合の見積りもあつた。各職種別の額は。

助 役	≦これは全部一割ではない。課長級の場合中部地区では平均でうねりがないが、本村がこれだけ当然である。職員の場合は五九年度に特別昇給をやったが、課長級は昇給しなかった。
	≦後は五ドビ。課長ハドル。その他は一割の額である。
二 番	増報にたいして職員から要望があったのか (はい)
二 番	区長の給与の件は他の職員と兼せておける人はいくつかどうか、常勤職であれば、止むまいと出来まいか、
助 役	常勤職であれば二割を要し止むまいと出来まい。
二 番	四日五項の研修費の中の食糧費について具体的に説明願います。
助 役	対外的な食糧費は今年も実績を計上してある。(四日五項は対外的と対内的の両方が含まれている)
八 番	部総行政の某が負担の某は住民登録の條例をどうするか、所がある。≦は負担の某について
助 役	住民登録の條例は一致しているが、区長制度が一致していない。将来は一致せざるべからぬと思ふ
一七 番	定期昇給の某は年限、成績等を加味しておられるかどうか!
助 役	現在では昇給は一年であり、又特別昇給は平常の範囲内では加味してない。
一〇 番	燃料費のガソリン、石油の代金内訳は、
助 役	石油は年々ドビ位である。
二 番	車務室にたいして今年中はやったかどうか
助 役	宿直室の上は可能であれば今年中はやす。
一八 番	四日五項の本費の部数にたいしてはどうか位か。(200部〜270部位)



二	番	一月一項目備品費にかんじり杯ふちを購入するが、
助	役	机腰掛 窓紙器具にかんじり未だ齊てない 現在和文タイプを購入 したいと思つている。
五	番	村報の部数は現在どの位か 増す意否か。
助	役	現在は2,000部ありすが今年度から3,000部に増したいと思ふ。
八	番	職員定数の件にかんじり 給料 旅費 諸手当 交際費 退職金等 の合計額をどの位か 休憩の場合を結構とする。
一〇	番	退職給付金にかんじり 今期で退職給付金改訂を出す意否があ るかどうか。
助	役	今期改訂の案はない。
議	長	今日の日程は二時で持たせ終ることに致しませう。明日は 今日に引続ぎ第一号から三時で終ることに致しませう。明日は午前 十時から開会するに致しませう 散会(午後一時一十分)